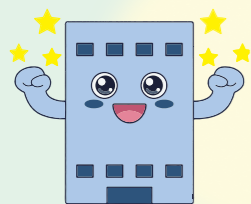


# 企業が男性育休を促進するメリット

「単なる休暇」から「投資」へ。男性の育児参画が、企業の生産性と組織力を引き上げる。

イメージアップ!



## 企業のイメージアップ

男性従業員が働きながら安心して子育てできる環境づくりを進めている企業として、企業のイメージアップにつながります。顧客へのイメージアップだけでなく、人材採用においてもメリットになります。

## 従業員とその家族の満足度向上



男性の育休取得環境を整えることは、家族との絆を深めるだけでなく、従業員の心身の充実を通じて、生産性の向上やモチベーションアップにつながります。

## 優秀な人材の定着



働きやすい環境をアピールすることで、若手や有能な人材が定着し、離職を未然に防ぐことができます。

家族との関わり方や働き方を見直す良いきっかけになりました!



こどもの成長を肌で感じることができ、父親としての自覚が強くなりました!



## 育休を取得したパパの声

わからないことだらけで大変でしたが、振り返ると楽しい思い出と貴重な体験ばかりでした!



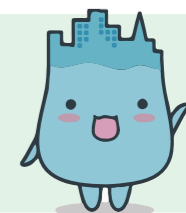
出産直後で体力的に大変なママを助けることができたような気がします。一人で子育てするのは本当に大変だということが分かりました!

男性の育児休業取得促進事業者支援補助金については、こちらへ!



育児休業の取り方には、いろいろなパターンがあります。産後うつ等の予防のためにも育休について夫婦でよく話し合ってみましょう。

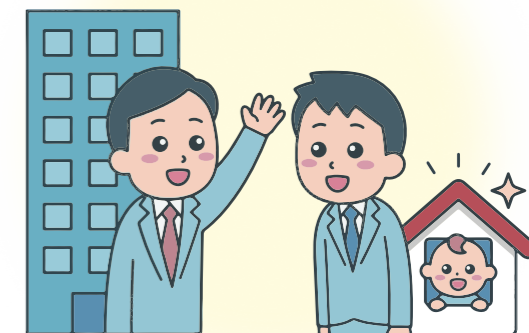
# パパの育児参加をサポートする中小企業を応援します!



## 補助金で後押し! 職場のパパ育休

魚津市では、子どもを産み育てやすい環境づくりを促進するため、男性労働者が、子が2歳に達するまでに14日以上育児休業を取得し、職場復帰した場合に、申請により**補助金10万円**を事業主に交付します。

※一会計年度につき、1事業者3回まで申請することができます。  
※国や県の補助金とは別に、追加して受取ることができます。



## 補助の概要

- 1 補助金額 10万円
- 2 対象となる事業者

(1) ~ (5) の要件を全て満たす魚津市内に事業所を有する中小企業の事業主

- (1) 以下のいずれかに加盟の承認、登録又は認定されていること。
  - ①イクボス企業同盟とやま
  - ②元気とやま! 子育て応援企業
  - ③とやま女性活躍企業
- (2) 就業規則又は労働協約等により育児休業制度を設けていること。
- (3) 子が2歳に達するまでの間に、連続14日以上育児休業を男性労働者に取得させ、職場復帰させていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団に關与していない者であること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。

※大企業は対象外です。  
※上記の他に市が行うアンケート調査にご協力していただくことがあります。



## 申請等手続き

### 1 対象期間

令和8年4月1日以降に育児休業を取得させた期間

### 3 申請方法

メール、郵送、持参 ※FAX不可  
申請様式は魚津市のホームページをご確認ください。

### 2 申請期間

以下のうちいずれか早い日まで必着  
(1) 交付対象となる労働者の職場復帰日から2か月以内  
(2) 職場復帰日の属する年度の3月31日まで

※本事業は予算の上限に達し次第、受付を終了します。(先着順)

ホームページは  
魚津市男性の育休



https://www.city.uozu.toyama.jp/